

## ○鹿児島県警察官の礼装に関する訓令

(昭和49.6.13  
鹿児島県警察本部訓令15)

改正 平成7.2訓令1

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察官（以下警察官という。）の礼装に関し必要な事項を定めるものとする。

(礼装)

第2条 警察官の礼装は、礼服を着用するものとする。ただし、制服及び制帽（夏服の場合は、帯革を含む。）に白手袋を着用して礼装に代えることができる。

本条…一部改正〔平成7.2訓令1〕

(礼服の着用)

第3条 警察官は、次の各号に掲げる場合は、礼装をするものとする。

- (1) 表彰式等公式の儀式に出席するとき。
- (2) 外国の文武官等を公式に訪問又は接受するとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか警察本部長が儀礼上必要があると認めたとき。

(礼服の服制)

第4条 警察官の礼服の服制は、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、昭和49年6月13日から施行する。

附 則 (平成7.2.23訓令1抄)

- 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

別表

警察官の礼服の服制

礼服	冬礼服	上衣	色	黒色
			地質	毛織物、人造繊維織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。
			えり及びえり章	折りえり式、剣えりとする。両えりの上えりに金色モール製の桜花模様のえり章各1個をつける。形状寸法図のとおり。
				両肩に礼肩章の留め金通し各3個を、右肩に飾緒留めの黒色ボタン1個をつける。形状図のとおり。
			制式前面	日章をつけた金色の金属製ボタン4個を1行につけ、下前を持出し式とし、下胴回りを絞る。ポケットは、左右の胸部及び腰部に各1個とし、胸部のポケットにはひだ2条を設ける。ポケットにはふたをつけ、日章をつけた金色の金属製ボタン各1個でとめる。形状寸法図のとおり。
			後面	さいばらとし、すその中央部をさく。形状図のとおり。
	そで及びそで章	長そでとし、両そでの下端に近い部位にしま織金線及び階級に応じて1条ないし3条の黒色のしま織線をつける。形状寸法図のとおり。		
	ズボン	色	上衣と同様とする。	
		地質	上衣と同様とする。	
		制式	長ズボンとし、両わきの縫いめにそつて黒色しま織の側線をつける。両側及び左右後方にポケット各1個をつけ、左後方のポケットに黒色のボタン1個をつける。すそ口はシングルとする。形状図のとおり。	

夏礼服	上衣	色	灰み青色	
		地質	毛織物、麻織物、人造繊維織物合成繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。	
		制式	えり及びえり章	冬礼服上衣と同様とする。ただし、桜花模様のえり章は銀色モール製とする。
			肩	冬礼服上衣と同様とする。ただし、飾緒留めのボタンは灰み青色とする。
			前面	冬礼服上衣と同様とする。ただし、ボタンは日章をつけたいぶし銀色の金属製とする。
			後面	冬礼服上衣と同様とする。
	そで及びそで章	長そでとし、両そでの下端に近い部位にしまおり銀線及び階級に応じて1条ないし3条の灰み青色のしまおり線をつける。 形状寸法図のとおり。		
	ズボン	色	上衣と同様とする。	
		地質	上衣と同様とする。	
		制式	冬礼服ズボンと同様とする。ただし、側線及び左後方ポケットのボタンは、灰み青色とする。	
礼帽 冬礼帽	色	黒色		
	地質	冬礼服上衣と同様とする。		
	制式	形状は円形とし、前ひさし及びあごひもは黒色とする。 あごひもは、腰の両側において金色の金属製日章各1個でとめる。まちの両側に各2個のはとめをつける。前ひさしの表面に黒色の布製台地を張り、その前縁にそつて金色モール製の桜花桜葉模様をつける。 形状図のとおり。		

第2編 警務 鹿児島県警察官の礼装に関する訓令

		き章	金色の金属製日章をモール製金色桜で囲む。台地は、黒色の織物とする。 形状寸法図のとおり。
		帯章	腰に黒色のななこべりを巻き、警部以上の階級の場合にはじや腹組金線及びじや腹黒色線を、警部補の階級の場合にはじや腹組黒色線を巻く。 形状寸法図のとおり。
	夏礼帽	色	灰み青色
		地質	夏礼服上衣と同様とする。
		制式	冬礼帽と同様とする。ただし、あごひもどめの金属製日章及び前ひさしの桜花桜葉模様は銀色とする。
		き章	冬礼帽と同様とする。
	帯章	腰に灰み青色のあやたけべりを巻き、警部以上の階級の場合にはじや腹組銀線及びじや腹組灰み青色線を、警部補の階級の場合にはじや腹組灰み青色線を巻く。 形状寸法図のとおり。	
ワイシャツ		白色無地のものとする。	
ネクタイ	冬礼服用	シルバークレーの無地のものとする。	
	夏礼服用	薄紺色の無地のものとする。	
くつ	黒色の短ぐつとする。		
手袋	白色無地のものとする。		
飾緒	冬礼服用	金色の丸打ちひも2条及びこれを3つ編みにしたもの1条を留がわから出し、ひもの先端に日章及び桜花模様をつけた金色の金属製金具各1個をつける。 形状寸法図のとおり。	
	夏礼服用	冬礼服用のものと同様とする。ただし、丸打ちひもは1条とし、ひも及び金具は銀色とする。 形状寸法図のとおり。	

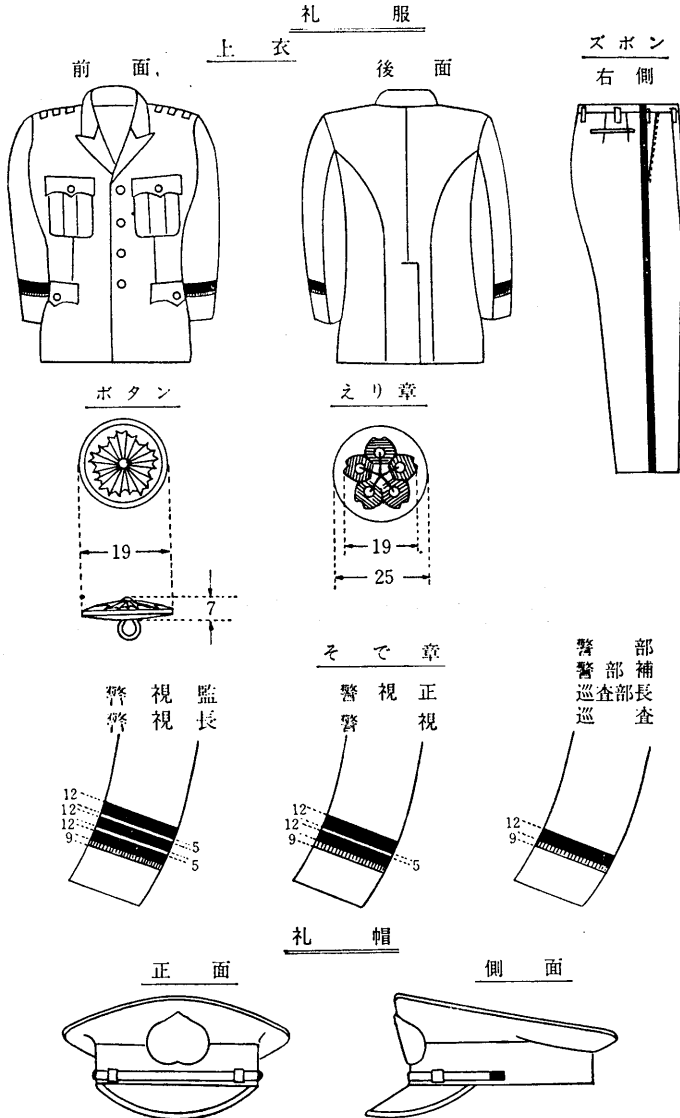
礼 肩 章	冬礼服用	<p>警視監以下の階級の場合には階級に応じて、金色の丸打ちひも2本ないし4本を引きそろえ、1列5つ目編みないし6つ目編みとし警視正以上の階級の場合には1個ないし4個の金色の金属製日章を警視以下の階級の場合には1個ないし3個の銀色の金属製日章をつけ、その上部に日章をつけた金色の金属製丸ボタン1個をつける。</p> <p>形状寸法図のとおり。</p>
	夏礼服用	<p>冬礼服用のものと同様とする。</p> <p>ただし、丸打ちひも及び警視以下の階級の金属製丸ボタンは銀色とする。</p>

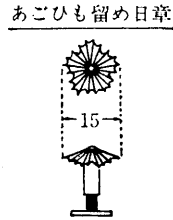
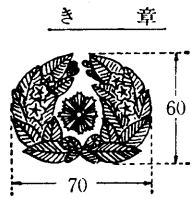
備 考

- 1 えり章は、上衣の両えりにつけ、飾緒は、右肩端から右えり裏にかけてつり礼肩章は、両肩につける。
- 2 弔意を表す場合には、ネクタイは、黒色及び紺色無地のものとし、飾緒は着装しないものとする。

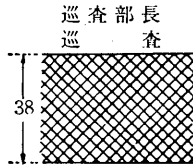
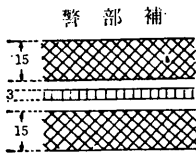
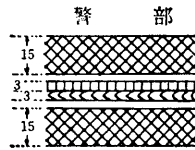
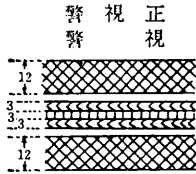
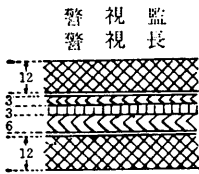
第2編 警務 鹿児島県警察官の礼装に関する訓令

図 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。

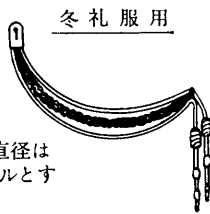




帯 章

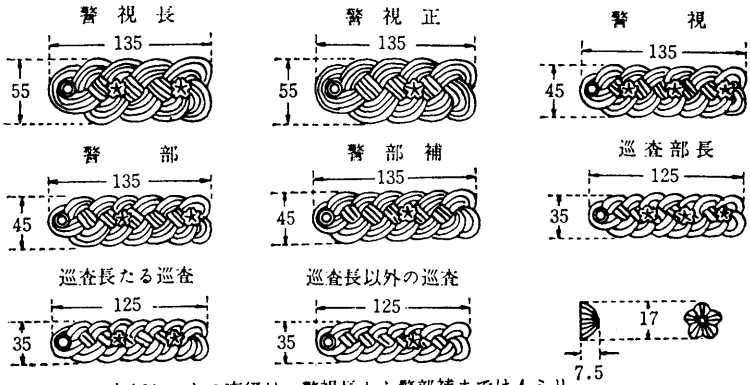


飾 緒



丸打ひもの直径は  
5ミリメートルとす  
る。

礼 肩 章



丸打ちひもの直径は、警視長から警部補までは4ミリメートル、巡査部長及び巡査は4.5ミリメートルとする。

えり章、飾緒及び礼肩章の着装位置

